

第3次市原市障がい者基本計画（見直し）

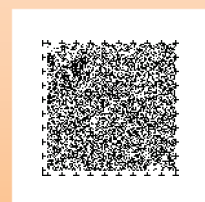
・

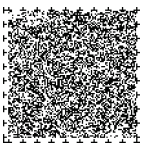
第IV期市原市障がい福祉計画



平成27年3月

市原市





はじめに



市原市では、平成24年3月に策定した「第3次市原市障がい者基本計画（第Ⅲ期市原市障がい福祉計画）」に基づき、障がいのある人もない人も、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、各種施策の充実に取り組んでまいりました。

この間、国においては、平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に難病患者等が追加されたほか、雇用等の分野での法律が制定あるいは改正されるなど、障がいのある方々を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況の変化に的確に対応するため、平成29年度までを計画期間とする基本計画について見直しを行うとともに、平成26年度で計画期間が終了する障がい福祉に関する次期計画を定めた「第3次市原市障がい者基本計画（見直し）・第Ⅳ期市原市障がい福祉計画」を策定いたしました。

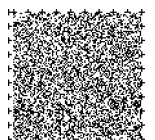
この新たな計画では、基本理念である「障がいのある人もない人も、ともに生き、その人らしくいきいきと暮らせるまちをめざして」や、重点課題である相談支援・サービス支援・就労支援の充実をはじめとする8つの基本目標を旧計画から継承し、総合的に施策を推進することとしたうえで、法令の改正や社会情勢の変化に対応するための見直しを行い、また、新たな課題を解決するための取り組みを追加しました。

計画の策定にあたりましては、「市原市障がい者支援協議会」において、現行計画の進捗状況の検証を行い、各施策分野における課題を整理し、検討を重ねていただきました。今後も、本計画に基づき、市民の皆様や障がい者に関わる様々な関係者との協働・連携により、障がい者施策のより一層の充実に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました市原市障がい者支援協議会の委員の皆様、アンケートや意見公募等を通じて貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様、ご協力をいただきました関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

平成27年3月

市原市長 佐久間 隆義



目 次

第1章 基本的事項

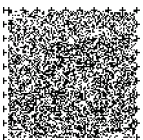
1. はじめに	3
2. 国・県の動向	4
(1) 国の動向	4
(2) 県の動向	5
3. 障がい者の状況	6
(1) 障がい者数の推移	6

第2章 第3次市原市障がい者基本計画の見直し

1. 見直しの経過	9
(1) 市民アンケート調査の実施	9
(2) 計画事業の実施状況の検証	13
(3) 市原市障がい者支援協議会(専門部会)へのヒアリングの実施	14
2. 見直しの考え方	14
3. 見直しをした取組	15
(1) 情報提供、相談支援の充実	15
(2) 生活支援サービスの充実	15
(3) 保健・医療の充実	16
(4) 就労支援の充実	16
(5) 障がい者理解の推進	16
4. 見直し後の主な事業(施策体系別)	17

第3章 第Ⅳ期市原市障がい福祉計画

1. 福祉計画の位置づけ	37
(1) 福祉計画の位置づけ	37
(2) 他計画との関係	37
2. 福祉計画の期間	38
3. 国の基本指針に関わる本市の目標	39
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	39
(2) 地域生活支援拠点等の整備	42
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	43
(4) 目標の達成に向けた取り組み	46



4. 障害福祉サービス等の見込量	47
(1) 指定障害福祉サービス（訪問系サービス）	47
(2) 指定障害福祉サービス（日中活動系サービス）	50
(3) 指定障害福祉サービス（居住系サービス）	54
(4) 指定地域相談支援及び指定計画相談支援	56
(5) 障害児通所支援及び障害児相談支援	58
5. 地域生活支援事業（必須事業）の見込量と確保方策	61
(1) 理解促進研修・啓発事業	61
(2) 自発的活動支援事業	63
(3) 相談支援事業	64
(4) 成年後見制度利用支援事業	66
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	68
(6) 意思疎通支援事業	69
(7) 日常生活用具給付等事業	70
(8) 手話奉仕員養成研修事業	72
(9) 移動支援事業	73
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	74
6. 地域生活支援事業（任意事業）の見込量と確保方策	76
(1) 日常生活支援事業	76
(2) 社会参加支援事業	78
(3) 就業・就労支援事業	80

第4章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制	83
(1) 市内の推進体制	83
(2) 市外の推進体制	83
2. 計画の推進方法	84

資料編

1. 策定経過について	87
2. 本市の障がい者の状況（障がい別）	90
3. 用語の解説	99

◆「障害」の「がい」の字の表記について◆

市原市では、市で発行する文書に関して「障害」の「害」の字をひらがなの「がい」で表現することとしています。

この計画における記載方法としては、法令の名称や固有名詞は、その表記に従って表記することとし、それ以外の場合には、ひらがなの「障がい」を使用しています。

